

## —第12回 障害者差別をなくすための研究会議事概要—

### 【中間報告の取りまとめ】

#### (野沢座長)

お疲れ様です。定刻を10分近く過ぎたので、遅れている方もいるがそろそろ始めさせていただきます。今回は前回に引き続き、中間報告の取りまとめの議論を行う。事務局が前回の議論をまとめた案をもとに議論する。

議論に先立ち、事務局から本日の資料説明と出席いただいている各課の紹介をお願いしたい。

#### (事務局:小森)

(資料確認及び出席関係課の紹介)

#### (野沢座長)

それでは、さっそく議事に入りたいと思う。これからの議論は、事前に送っている報告書案に対して、前回研究会で委員から変更提案があったところと、その後、メーリングリスト等で委員から変更の提案があったところについて、事務局から説明し、それに対して委員から意見を出す形で行いたい。「Ⅰ 初めに」のところは特に意見は無かったので、「Ⅱ 差別をなくす取り組みの全体像」のうち「差別をなくす取り組みの意義」について事務局から説明の後、議論したい。

#### (竹林課長)

今回、事務局が作った「中間報告 改訂版2」の位置づけ・改訂方針について補足したい。前回の研究会であった議論と、その直後にあった変更提案、例えば佐藤さんの意見などについてはおおまかに反映させていただいている。

そして、この版になってからいただいた意見がいくつかあり、それについては、文脈に影響しない各論レベルの提案はある程度反映している。しかし、全体の文脈に大きな影響を与える提案については、性格上、各委員の意見だけで変更して良いのかわからないものもあり、研究会での議論をした方がよいと思ったので、別に資料として整理し、あえて反映していない。また、今日になってからいただいた意見のように、時間的に間に合わなかったものもある。

このように、意見の性格から、変更しているものとしていないものがあるのでご了解願いたい。

#### (事務局:小森)

主な意見については、それぞれ資料2、4、6の「中間報告 改訂版2」「高村委員意見」「木村障害者計画推進作業部会委員 意見」をそれぞれ対比しながらご意見をいただきたい。

まず、目次のところで、木村委員から「精神病院における社会的入院」についての意

見が出ているので、詳しくは資料6を参照してほしい。また、7pの取組みの意義の冒頭以降について、「これまでの行政サービスの充実」を加えるべきとの意見があり、これは資料4を参照してほしい。

**(野沢座長)**

かなり大きな問題提起もあるが、どんどん議論したい。

**(森委員)**

「各論に関してはある程度反映しているが…」ということについて、「どの意見が各論で、どの意見が総論か」という区分けの物差しは何か。例えば高村委員の意見は入っていないが、その分け方を説明してほしい。

また、皆さんの中でも混乱をしているのかもしれないが、技術的な文章表現に関わるところと、障害者差別の本質に関わるところとが区別されていないのではないか。県の施策として条例作りの経緯と、差別をなくすための意義が混乱している。委員もどこにどう反映させて良いのか混乱している印象がある。

文章表現のテクニックの問題かと思うが、障害者計画を踏んで今に至っている研究会の位置づけと、差別の問題の原因と、差別をなくしていく取組みとを分けていかないといけない。具体性を持って提示すべきことと、人の意識として包括的に示していかなければならないことを分けていかないといけない。

各委員ともこれまでの人生で色々関わってきたことを全部反映させたいので仕方ないかもしれないが、1.「差別をなくすための取組みの意義」から、2.「差別をなくすための取組み」へ何でもかんでも盛り込まれてしまっている。条例作りとその他の取組みが一番具体的に議論したいところだと思うが、その議論ができない。

結論から言うと、目次を主軸に考えていったときに、どこの部分にどう意見を加えていけばいいのかわからない。

**(野沢座長)**

意図が分からない。具体的に言ってほしい。

**(森委員)**

例えば、11pの定義のところ、「障害とは何か」を研究会として定義づけることについて、地域福祉支援計画やWHOのことは定義ではなく、障害者差別に関わる問題なので、「1. これまでの経緯」に入れるべきではないか。

**(野沢座長)**

WHOに関するくだりはまさに定義だと思う。これまでの背景もある程度指摘しておかなければ、定義もできないと思う。

**(竹林課長)**

今回の出席者は、前回の研究会に欠席した人が多いようなので、進め方を改めて

伝えたい。各章・各部分ごとに議論するので、できる限り具体的に修正案を出してほしい。

佐藤さんの意見は、前回の議論の方向性を事務局に代わって具体化していただいたことなので、全体的に反映した。

また、総論と各論の分け方も、23p以降の各論は、研究会としてのコンセンサスの位置づけではないので、基本的に盛り込ませていただいた。佐藤さんがメーリングリストに投稿した意見は、いきなり出たものではなくて、前回議論したことを、事務局を先取りしてまとめてくださった形なので、原則として全面的に採用した。それに対して、その後に研究会の議論を経ないでメーリングリストに意見が出たものは別個にした。前回の修正と、その後のメーリングリストなどの意見をごっちゃにすると分からなくなるので、このようにした。

障害の定義そのものについては、この研究会であまり議論されていないので、先にあった地域福祉支援計画や障害者計画など官民協働の作業部会での成果としての定義を参考にした。事務局の説明が足らず申し訳ない。

**(森委員)**

おおむね分かりました。

**(野沢座長)**

中間報告と研究会の性格を共有した上で考えていきたい。研究会は、報告書をまとめることだけを役割にしているわけではない。あくまで、今後どのような取り組みが必要かを県民全体で考える手がかりを作ることがメインである。割り切って、最低限のことをわかりやすくコンパクトに盛り込んだ方がよい。中間報告の内容があまりに膨大で、いままで「障害者の問題って何なの？」と思っていたような、あまり関心のない普通の人が見て、敬遠してしまっただけでは仕方がない。また、条例以外のことについても足がかりとなるようなものにしたい。

**(森委員)**

ありがとうございます。前回休んでしまったので、浦島太郎状態で、私もそのあたりの状況を分かっていなかった。いま座長がおっしゃったようなことを、研究会の委員の中で意識を共有化しておかないといけない。「あれもこれも盛り込んでいかないと」という各委員の強い思いがあるので、そうすると表現ひとつひとつが納得できないという議論になってしまうかと思う。

そのあたりを「割り切りましょう」と、いま座長がおっしゃったことについて、我々が腹に落とせるか、納得できるか、意見を交わしたほうがよい。

**(野沢座長)**

これまでの取り組みの経緯や、研究会の議論を知っている人にはいいが、多くの普通の人には「差別って何なの？」「障害者の差別をなくす条例なんか本当に要るの？」と思

っていると思う。中間報告の中に「障害者だけでなく県民全てのものなんだ」というメッセージを入れていきたい。

とりあえず、最後までずっと流して議論していきたい。時間的な限界もあるので、タウンミーティングで県民の皆さんの意見を聞くための一つの資料としてまとめられればよいと思う。例えば、木村委員からいただいている提案もあるが、これを条例としたとき、わかりやすく表現できるかどうか。

#### (障害者計画推進作業部会 木村委員)

「虐待をどう考えるか」ということが取り上げられていたので、「隠蔽」、「表に出てこない差別」ということを盛り込みたいと考えたが、うまく入れることができなかったのも、社会的入院を取り入れた事情がある。

私の感じ方では、「表に出てくる差別」は現れてくるが、精神障害のように「表明できない障害」「隠蔽されている障害」「抑圧、逃避」といったものの象徴が社会的入院ではないかと思う。これについては竹林課長からメールをいただいたもので、とても勉強になった。座長の考えには賛成である。何かよい表現がいただければと思う。

#### (森委員)

木村委員がいま言ったような目次(4)の書き加え方は、精神障害のみに特化して語れない状況もあるのではないかと思う。かつては、身体障害・知的障害の方も、施設に行かざるを得ず収容された時代があった。文章表現の仕方としては、「社会的入院をどう考えるか」という表現にとどまらず、精神障害に限らず障害者全体へのかつての仕打ちと考えればよいのでは。

精神障害者が、「社会的に危険」という偏見のレッテルを現在も貼られ、通常の障害者との対応が違うことに問題の根深さがある。論点の投げかけとしては、何とかうまく取り入れたい。特化して語らざるを得ない状況があるのは確かだが、それも含めながら、この表現をより普遍的にできるのではないか。

#### (障害者計画推進作業部会 木村委員)

ここは、皆さんに意見をお聞きしたいが、4番目に「隠蔽」とは何か」という項目を立てられるか否か。ここで社会的入院に問題を特化するつもりはないが、項目として「外に出られない、無視され続ける」といった状況について記す必要はないか。

#### (山田委員)

確かに、そのあたりへの踏み込みが足りない感がある。障害者問題に限らず、例えば同和問題のように、問題を言挙げしないで済んでしまう状況がある。話さないで済んでしまう状況について、具体的に文案が浮かばないが「差別とは何か」というところに盛り込めないだろうか。

#### (野沢座長)

精神障害者の社会的入院の問題については、知的障害者の入所施設の問題にも

似ている。僕も、かつては「入所施設に入れていること自体が人権侵害の最たるものだ」と言ってきたが、いろいろな個々の人たち、障害者の家族の方々など人生の諸先輩方のこれまでの活動を見ていると、それぞれ非常に大変な状況があるわけで、単純に人生の先輩方を人権侵害者呼ばわりして良いのか、言い切れない心境である。でも、障害者本人が当事者であり権利の主体なのだから、あくまで本人の立場に立たねばならない。

宮城県では「施設解体宣言」をしたが、千葉県では「地域生活づくり宣言」をした。もともと地域で暮らせないから施設ができてきたわけで、施設から引っ張り出さなくても、地域を暮らしやすくすれば、自然と施設から地域に出てこられるようになるのではないか。そのほうが将来に希望が持てて連帯できるのではないか。

そのあたりの手段と目的との関係のようなものをうまく表現して、どう普通の県民にアプローチしていくかを考えていきたい。おそらく、タウンミーティングでもそのような意見は出てくると思う。

#### (横山委員)

「隠蔽」という項目は入れたほうがよい。私の知り合いで中途失聴の女性がいるが、「きこえない」と他の人に言えなくて、髪の毛で補聴器を隠していた。

#### (高梨副座長)

入所施設の問題は、社会的に自分の存在を表明できないということから起きている。「隠蔽」という問題は、精神、知的、身体、全ての障害について言えること。精神障害は特に深刻なのだが、日本でもかつてそうだったように、国際的に見れば、発展途上国では身体障害や知的障害もまだまだ同じような状況である。

最終的には障害のある方が自らを遠慮なく表現できる社会を実現することが到達点ではないかと思う。障害者全てが少なからず何らかの形で心の中で持っている問題ではないか。ただ、「隠蔽」という表現ではなくて、もうちょっとよい表現がないか。

#### (横山委員)

「隠蔽」というと、精神障害者の中では「障害をオープンにする、クローズにする」という表現がある。

#### (野沢座長)

確かに「隠蔽」というと「悪いものを覆い隠す」、という感じで語のイメージがよくない。障害そのものは悪いことでは無いわけだし、「障害を隠さなきゃ生きていけないんだ」という状況、「障害というハンディキャップ」そのものの不便さだけでなく、「障害を隠さなければならない状況というハンディキャップ」を丁寧に説明できればよいのではないか。

**(西嶋参与)**

英語では何かを明らかにすることをカミングアウトというが、カミングアウトする前の状況をどう表現すればよいか。

**(山田委員)**

障害を隠さなければならない状況、ということについては、9pの「自らの暮らしにくさを…」というところに、現状をしっかりと書き込んで、そしてどう解消していくか書けばよいのではないかと。

また、10pの「県民文化」については、方向性に移ったことはよいと思うが、高村委員の提案したように、「ふれあう」ではなく、「ともに地域で生きる」というくらいの表現にしないとイケない。

**(竹林課長)**

その点については、17pを変更した際に直すべきだった。17pと同様に直す。

**(内山委員)**

社会的入院については、「2. 差別をなくす取組みの全体像」の(1)の中で社会的入院や入所施設の問題を記述して、それを普通に暮らせる地域作りをしていく、ということにしていけばよいのでは。

**(野沢座長)**

入れるならばそのあたりがよいかもかもしれない。

**(森委員)**

それもいいが、もう一つは、木村委員が提案している、16pに挿入した「我が国の統計によれば…」を「差別はどうして生まれたか」の○の2番目のところで、歴史的経緯に触れているので、ここに持っていった方がもう少し差別の原因が盛り込めるのではないかと。ここに数値的な背景を持っていった方がよいのでは。

**(野沢座長)**

これはデータがあるので、「どうして差別は生まれたか」のあたりに反映して入れ込みたいと思うがどうか。

**(障害者計画推進作業部会 木村委員)**

高梨副座長がおっしゃっていたことと重なるが、16pにあるような歴史認識の問題は人によって違うので非常に難しい問題だと思う。高梨副座長がおっしゃったように、昔はもっと差別がひどかった。ある意味では進歩史観だが、この書き方だと、○の2番目の「差別の複雑化」といった認識と食い違う。これまでの良い面も書いておいて、そっちの方向へ行こう、という形にしていければよいのだが、文言が浮かばない。

**(野沢座長)**

内山委員の意見を聞いて思ったが、「地域で暮らす」ということを文中で当たり前に使ってしまっているが、社会的入院や入所施設の問題にふれると、差別のない地域生活の重要性が分かりやすくなるのではないかと思う。

ほかには何か意見はあるだろうか。

**(堀口委員)**

文言の話だが、障害者の数などを、障害者差別の問題に関心のない方のために、パッと見てわかりやすいように、統計のグラフなどで視覚化したほうがわかりやすいのではないか。

**(野沢座長)**

大熊由紀子さんがよく使う社会的入院に関するグラフのようなものか。

**(竹林課長)**

グラフは障害者計画では載せているが、なにもかも載せるとなると、障害者計画をもう1回作るような感じになってしまう。それらを載せるのが報告書の性格や他の資料との役割分担として適当かどうかとも検討してほしい。

また、資料やグラフとして載せるとなると、各種の障害者手帳の交付者数のように、統計的に制度上把握している数値を載せるしかないが、それではそもそも障害者の定義が狭すぎる。「障害を持っている人はもっといるんだ」という話をしているのに、統計的な数字にこだわると、「もっと支援が必要な人がいるんだ」という論旨がぼけてしまうのでは。

**(野沢座長)**

確かに、そのとおりだと思う。詳細な数値などは障害者計画とセットで見ればよいかと思う。

高村委員の資料4提案についても議論しなければいけない。「行政や制度の責任についてもっと打ち出すべき」ということが一貫して書かれている論旨なのだが、これについてはどうだろう。

**(森委員)**

たぶん、県も考えるに当たって過去の取組みの総括をされているのではないかと思う。未来に向かってのアクションプランなどで一生懸命いろいろなことをしているのだと思うが、やはり、アクションにあたっては、過去がどうだったかというチェック、総括がなければいけない。行政に突きつけると言うよりは、ともに考えていくとすると、「施策的に真摯に見直すべきであった、これからはこうしたい」ということを盛り込めるのではないか。私は必要だと思う。

### (野沢座長)

高村委員は良いことを書いているが、(資料4の)真ん中のあたりで、「県は、差別は県民の問題であり、自分達(行政)は差別の当事者ではないと思っているかのような書き方で、事務局(行政)がまとめるようになってしまうのかと思いました」というくだりには、今日は(高村委員が)欠席しているのでできないけれども、反論したい。

自分が座長をしているから言うわけではないが、事務局は各委員の意見を丹念に拾ってまとめてくれていると思う。委員がそれぞれいろいろに書き起こしてきているものをたくさん盛り込んでいる。行政が突き放してまとめているようには思えない。これは健康福祉千葉方式の各研究会でも一貫したこと。その上で、行政の責務などに触れていけばよいと思う。

### (山田委員)

私も座長には同感だが、教育の厳しい差別事例を分析したので高村委員の強い思いはよくわかる。でも、「条例を作ろう」という官民協働の歩みそのものが県民の意識を変える第一歩であり、重要である。

また、「行政による差別」ということの多くは、現行の法律に従ってやっていることで、その中のどれが差別であるか否か、それをすべてチェックしていくのは大変な作業になる。「条例が良い形で実を結んで、その後も一緒に考えていただく」という形にできるかどうかを試されることになる。

また、県民にわかりやすい条例、というのも大変な問題だと思う。国、県、市町村などいろいろな層の議員さんに「千葉県でこんな条例を作ろうとしています、障害者の差別についてどう思いますか？」と尋ねるが、ある議員に、逆に「あなたは障害者の差別があると思っていますか？僕はないと思う。」と言われたことがある。「北風と太陽」のように使い分けて、そういう人のところにも思いが届く形にしていかなければならないと思う。

### (野沢座長)

教育などの差別事例を読むと、僕も怒りすらこみ上げてくるので、高村さんの気持ちはすごくよく分かるが、行政だけの責任とのみいうのは、あまりに構造を単純化しているような気がする。例えば、教育委員会や教師だけが悪者かと言えば、自分の子が障害児と一緒にクラスにいることを嫌がる親が背景にいたりもする。

また、行政や制度がどうであれ、それを新たに方向付けるのは住民の代表である知事・市長・町長・村長などの首長や、議会の議員である。そういう人に気持ちがあれば制度は変えられる。もしも「首長や議員が悪い」と言うならば、「それを選んだのは誰か」という話になる。行政が悪い、ということだけを強く主張することは、戦略的にもマイナスだし、今言ったような問題の本質も見失ってしまうと思う。行政も取り込んだ上で、飲み込んだ上でやっているんだ、ということを示していきたい。

時間もないので、細かい修正箇所の説明を課長から説明してほしい。



**(竹林課長)**

8pの「2. 差別をなくすための取組みの方向性」は、佐藤さんの案による字句の修正である。9pの・の2番目の例示は、前回研究会で、「1番目の・の説明と合っていないのではないか」という意見があったため、佐藤さんの案をふまえて変更した。

また、発言できる機会を増やし環境を整える必要があるということについて具体的に追加した。10pの○の1番目は意義から方向性へ記述する位置を変更したものの。

11pの3. (1)の「障害とは何か」は前回の会議で出た意見について、過去の障害者計画などを参考に記述した。いわゆる法律上の定義での障害者だけではないという広い表現にしている。

14pのイは、事例が間接的差別としてふさわしくないため変更した。

16pの冒頭に、木村委員の提案したポジティブな方向とは食い違ってしまうが、「どうして差別は生まれたか」ということの影響を挿入した。

17pは「ふれあう」を直した。なお、すでに指摘されている10pも直す予定である。

18pは佐藤さんの提案を参考に、法律的な見方を修正した。

19pは「救済」という語が分かりにくいので、「解決のための仕組み」に直している。

**(西嶋参与)**

少し各論のところ意見が言いたい。27pの労働のところ、合理的配慮の欠如の解消のための提案について、「多様な障害への企業側の配慮について、」の後ろに「理解の促進と対応に必要な費用負担等を考慮した上で、」と、企業側にステップを置くことを加えたい。また、気になる言葉として、「できない人」というのは具体的には「雇用就労に適さない人」という意味なので変更が必要だと思う。2番目の「誘導策」というのは「対応策」にしてはどうか。

**(森委員)**

6pの東弁護士講演のポイントについて補足を。「他の人と違う取扱いをする場合」だけでは誤解を招くのではないかと。プラスの意味で、どうしても特別に配慮して扱わざるを得ないこともある。不利益な側面だけではない。異なる取扱いには有利な取扱いも含まれるから、東弁護士の発言趣旨としてはいいとして、13pの不利益取扱いの類型に関する説明が詳しく必要ではないかと思う。

**(高梨副座長)**

他の人と異なる取扱いの前提として、障害の特性に対する合理的な配慮が存在するのではないかと。つまるところは表現の問題だと思う。

**(内山委員)**

医療分野の問題として、事例に挙がっていたわけではないが、精神障害者の自己決定を支えてくれない医者が多い。もしも変更が可能であれば具体的な文言をメールで後ほど入れたい。

(堀口委員)

「障害を理由として、自らの意志に従った診療が受けられない」といった感じではどうか。

(野沢座長)

細かい文言については、議論が尽きないところもあろうが、中間報告の性格を踏まえ、一任させていただき、まとめることとさせていただきたい。タウンミーティングに来られないような人の心にまでも響くようなものを作りたい。

事務局から、その他の連絡事項をお願いしたい。

(事務局:小森)

ミニタウンミーティングへの参加のお願いについて。また、次回の研究会スケジュールは、1回分休んで、9月12日とし、時間帯は18時から20時まで。議題としては、ミニタウンミーティングの報告、法制上の問題点について論議する。

(野沢座長)

9月以降のスケジュールはどうか。

(竹林課長)

中間報告を作るのに手一杯で詰めていない。22pの「Ⅲ 最終報告に向けて」で結んでいるように、条例の条文がイメージできるような形で、秋から冬にかけて検討したいが、どのような項目について、どのくらい時間が必要なのか見当がつかない。次回は、ミニタウンミーティングの報告と、「秋の陣」以降の進め方を議論しようと思う。

(野沢座長)

では、9月12日の18時から、次回研究会を行いたい。おつかれさまでした。

---第12回 障害者差別をなくすための研究会議事概要---